



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年5月27日金曜日 第2776号

◇ 目 次 ◇

県税の収納事務の委託.....	(税務課) ...	449
医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	449
施術機関の指定.....	(") ...	449
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ...	450
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	(") ...	450
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	(") ...	450
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	(") ...	450
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	(") ...	451
指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....	(") ...	451
指定自立支援医療機関の指定.....	(障がい福祉課) ...	451
地籍調査の成果の認証.....	(農政課) ...	451
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	(農業経済課) ...	452
農用地利用配分計画の認可.....	(農産園芸課担い手・農地保全対策室) ...	453
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	453
保安林の指定（2件）.....	(") ...	453
保安林の指定の解除.....	(") ...	454
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	(漁政課) ...	454
土地改良区の定款変更の認可（2件）.....	(東予地方局農村整備課) ...	455
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	455
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	456
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	456
道路の区域変更（県道上尾峠久万線）.....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	456
道路の供用開始（ " ）.....	(") ...	456
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(南予地方局八幡浜支局環境保全課) ...	457

告 示

○愛媛県告示第629号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年5月27日

愛媛県知事 中村時広

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
新居浜市	新居浜市一宮町一丁目5番1号	受託者の本庁舎、川東支所及び上部支所における自動車税（平成28年度定時課税分に限る。）の収納の事務	平成28年4月1日から同年6月30日まで（納税の受付は、同年5月10日から同年6月10日まで）

○愛媛県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成28年5月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きぬぼし歯科	今治市衣干町三丁目2番8号	平成28年4月1日
イオン薬局イオンスタイル今治新都市	今治市にぎわい広場1番地1	平成28年4月9日

○愛媛県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成28年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

施 術 機 関		施 術 所		指定年月日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
清 家 卓 仁	今治市東村南一丁目 7 番15号	今治東接骨院	今治市桜井二丁目 1 番 1 号	平成28年 4月12日

○愛媛県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
衣 干 歯 科 診 療 所	今治市衣干町 3 - 2 - 9	平成28年 3月31日

○愛媛県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社新風会	大洲市徳森字野田1477番地 1	グループホーム早雲	喜多郡内子町大瀬中央5652番 5	平成28年 1月 1 日
有限会社 アンフィニコスモ	西条市丹原町今井276番地 4	コスモ調剤薬局	西条市丹原町今井276番地 4	平成28年 4月 5 日
有限会社 アンフィニコスモ	西条市丹原町今井276番地 4	コスモ調剤薬局松木店	今治市松木字五反地29 - 13	平成28年 4月 8 日
加 地 彰 人	四国中央市妻鳥町1695 - 1	あき歯科医院	四国中央市妻鳥町1695 - 1	平成28年 4月14日

○愛媛県告示第634号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介 護 機 関（ 介 護 予 防 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社新風会	大洲市徳森字野田1477番地 1	グループホーム早雲	喜多郡内子町大瀬中央5652番 5	平成28年 1月 1 日
有限会社 アンフィニコスモ	西条市丹原町今井276番地 4	コスモ調剤薬局	西条市丹原町今井276番地 4	平成28年 4月 5 日
有限会社 アンフィニコスモ	西条市丹原町今井276番地 4	コスモ調剤薬局松木店	今治市松木字五反地29 - 13	平成28年 4月 8 日
加 地 彰 人	四国中央市妻鳥町1695 - 1	あき歯科医院	四国中央市妻鳥町1695 - 1	平成28年 4月14日

○愛媛県告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町二丁目2番3号	(変更後) トレーニングデイ110	(変更後) 今治市蒼社町二丁目2番60号	平成27年10月1日
		(変更前) 蒼社町のデイサービス2	(変更前) 今治市蒼社町二丁目1-18	

○愛媛県告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社よしまる	宇和島市丸穂町一丁目9番30号	UTサポート	(変更後) 宇和島市新田町一丁目1-34-105	平成28年1月1日
			(変更前) 宇和島市丸穂町一丁目9番30号	

○愛媛県告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町二丁目2番3号	(変更後) トレーニングデイ110	(変更後) 今治市蒼社町二丁目2番60号	平成27年10月1日
		(変更前) 蒼社町のデイサービス2	(変更前) 今治市蒼社町二丁目1-18	

○愛媛県告示第638号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
イオン薬局イオンスタイル今治新都市	今治市にぎわい広場1番地1	イオンリテール株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成28年5月1日

○愛媛県告示第639号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
今治市	別宮町7丁目等5単位区域	平成26年度から平成27年度まで	別宮町7丁目等5単位区域の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成28年 5月27日

○愛媛県告示第640号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
 改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成28年4月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年 <u>8厘5毛</u>	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年 <u>7厘5毛</u>
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付け		年1分3厘	年 <u>8厘5毛</u>	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付け		年1分3厘	年 <u>7厘5毛</u>

られるものに 限る。)			
7 省略			

られるものに 限る。)			
7 省略			

○愛媛県告示第641号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
横 林 徳 幸	愛媛県松山市小山田甲642番地	愛媛県松山市小山田甲19番ほか2筆	4,928
株式会社 みさき栗樹園	愛媛県西宇和郡伊方町中之浜328番地	愛媛県大洲市上須戒111番ほか12筆	41,584
小 倉 重 雄	愛媛県東温市北方791番地	愛媛県東温市北方胡ノ元甲801番ほか2筆	2,139
大 福 浩 剛	愛媛県伊予郡砥部町高尾田48番地2	愛媛県東温市北野田字大地69番1ほか2筆	4,564

2 申請年月日

平成28年 5月12日

○愛媛県告示第642号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字父野川中1307、1308、1317、1323から1325まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字父野川中1307・1308・1317・1323・1325（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第643号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

今治市朝倉北乙26の1、乙26の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第644号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

西条市丹原町白坂甲514、丁502

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

丹原町白坂甲514・丁502（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-23)第129号	平成23年7月31日	(株)ファーム	森貞 幸浩	西条市大町1705-1	平成28年4月5日	土木事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-23)第8015号	平成23年12月9日	石川電気	石川 裕史	四国中央市川之江町612-17	平成28年4月6日	電気工事業	建設業の廃止
(般-23)第6134号	平成23年5月17日	京表具師辰年堂	伊藤 辰年	西条市大町811	平成28年4月8日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-26)第14387号	平成26年11月1日	小町建築	小町 昌三	新居浜市本郷2-8-31	平成28年4月8日	建築工事業	建設業の廃止
(般-24)第10686号	平成24年11月9日	(有)松浦組	松浦 里江	今治市上浦町井口4492-2	平成28年4月22日	土木事業 とび・土工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第650号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成28年 5月27日

愛媛県東予地方局長 菅 豊正

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

平成28年 5月18日

3 指定道路の位置

四国中央市下柏町字サコ695番1の一部、696番9の一部及び下柏町字柿ノ木698番2の一部

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 64.25メートル
- (2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第651号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 5月27日

愛媛県中予地方局長 藤井晃一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建(開)第7号 平成28年 5月16日	伊予郡松前町大字中川原字新開110番4	伊予郡砥部町高尾田133番地 加藤 泰義 加藤 真紀子

○愛媛県告示第652号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲3881番地先から 同町二名甲3907番1まで	旧	メートル 3.6~12.6	キロメートル 0.149	
			新	6.5~14.1	0.149	

○愛媛県告示第653号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 5月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲3881番地先から 同町二名甲3907番 1 まで	平成28年 5月27日

○愛媛県告示第654号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び伊方町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 5月27日

愛媛県八幡浜保健所長 河 野 英 明

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
一般県道鳥井喜木津線 亀浦トンネル建設工事 一若・西田共同企業体
愛媛県宇和島市和霊町1250番地
一若建設 株式会社 代表取締役 中畑 健右
- 事業場の名称及び所在地
一般県道鳥井喜木津線 亀浦トンネル建設工事
愛媛県西宇和郡伊方町亀浦
- 特定施設に関する事項
バッチャープラント

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第55号 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント		
特定施設の能力	22.5立方メートル/時		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工7日後		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
特定施設の使用時間間隔	0時～24時間 欠		
特定施設の1日当たりの使用時間	5時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	9.0～13.0
		最大	9.0～13.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	3.0
		最大	5.0
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	5.0	
	最大	10	
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	2,000	
	最大	5,000	

窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	2.0
	最大	3.0
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.040
	最大	0.10
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	4.0
	最大	6.0

4 汚水等の処理施設に関する事項
前処理槽

工事着手予定年月日	許可後直ちに				
工事完成予定年月日	着工7日後				
使用開始予定年月日	完成の翌日				
処理施設の種類	前処理槽				
処理施設の型式	自然沈殿				
処理施設の構造	鋼板製				
処理施設の主要寸法	縦 1.9メートル 横 5.0メートル 高さ 1.3メートル				
処理施設の能力	30立方メートル/時				
汚水等の処理の方式	自然沈殿				
処理施設の使用時間間隔	連続				
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間				
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし				
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン濃度（水素指数）	処理前	通常 9.0～13.0 最大 9.0～13.0	処理後	通常 9.0～13.0 最大 9.0～13.0
		生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0	
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10	通常 5.0 最大 10		
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,000 最大 5,000	通常 200 最大 500		

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.040 最大 0.10	通常 0.040 最大 0.10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 211.0 最大 508.0	通常 211.0 最大 508.0

備考 すべての汚水を集水する。

濁水処理施設

工事着手予定年月日	許可後直ちに
工事完成予定年月日	着工7日後
使用開始予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	濁水処理施設
処理施設の型式	スギジェット式シクナー
処理施設の構造	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦 5.0メートル 横 2.2メートル 高さ 2.5メートル
処理施設の能力	30立方メートル/時
汚水等の処理の方式	凝集沈殿 + pH中和処理
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 9.0~13.0 最大 9.0~13.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 5.0 最大 10	通常 5.0 最大 10
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 200 最大 500	通常 20 最大 50
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.040 最大 0.10	通常 0.040 最大 0.10

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 211.0 最大 508.0	通常 211.0 最大 508.0
----------------------------	----------------------	----------------------

備考 処理水を散水等作業水として再利用する。(余剰水は放流する。)

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
排水口No.1

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3.0 最大 5.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 5.0 最大 10
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 50
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.040 最大 0.10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 199.0 最大 492.0